

# 意見等対応表

## 8/5 第1回国土強靱化地域計画検討委員会 発言及び意見（強靱化に関する各団体の取り組みや課題）

委員名	意見の内容	対応
山田委員	田原臨海企業懇話会で、災害時の道路の確保や地盤改良の必要性の検討、物資の海上輸送等の検討を行っている。	P. 72に＜関係団体の取り組みや意見＞として、幹線道路網整備推進について記載。
山崎委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工場では、耐震補強等の改善、浸水対策、逃げる道を確保するための液状化対策を行っている。</li> <li>・全社員が避難できるよう避難訓練等の実施や、非常食の備蓄、通信訓練等も実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ P. 53, 57に、＜関係団体の取り組みや意見＞に耐震補強、浸水対策について記載。</li> <li>・ P. 55, 59, 61, 68, 73に、＜関係団体の取り組みや意見＞に訓練、備蓄について記載。</li> </ul>
鈴木委員	人の命を守る道、物資輸送の道でもある三河港大橋の耐震対策を始め、市内の道路の整備について検討を。	P. 71 5－5 基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止ほか、関連箇所に記載。
藤井委員	道路網整備が重要。流通も含めた道路整備、ネットワークが必要。	
中神委員	震災に耐えられるよう、農業用重油タンクの耐震・耐浪対策が課題。	P. 77に（農業用燃料タンクの流出防止対策の推進）、P. 78に（津波・高潮漂流物対策）として記載。
河合委員 石本委員	物資提供について、市と協定締結済み。	P. 60の（物資の調達体制の構築）に記載。
佐守委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三河港田原地区で、-5.5mの耐震岸壁を機能拡充し、-7.5mの耐震岸壁とすることの事業化に向け、国に要望していきたい。</li> <li>・赤羽根漁港では、一番効率的なことは何かということ今年度、調査する。</li> <li>・昨年策定した三河港BCPについて、避難訓練やワークショップを通し、計画の精度を高めていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ P. 61, 70, 72, 75に耐震強化岸壁について記載</li> <li>・ P. 54に海岸保全施設等による津波対策として記載</li> <li>・ P. 70に港湾BCPの取組について記載</li> </ul>
山口委員	・第3次あいち地震対策アクションプランに位置付けられた田原海岸、国道259号等については、緊急性の高いところから耐震対策を実施する。	・ P. 54, 56, 77, 83に堤防・水閘門の耐震化について記載
土方委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豊川用水では、併設水路をパイプライン方式で建設し、耐震性を高めている。</li> <li>・老朽化した排水機場は、更新に合わせ耐震化を進めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ P. 61, 73, 74に＜関係団体の取り組みや意見＞として、豊川用水二期事業について記載。</li> <li>・ P. 78に＜関係団体と取り組みや意見＞として、排水機場について記載。</li> </ul>
鈴木委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伊勢湾口沖にGPS波浪計を設置し、26年度末から観測データの情報提供の試行を開始。</li> <li>・航路啓開として、くまで作戦を検討。</li> <li>・平成29年度までの予定で、神野地区で12mの耐震岸壁の工事を施工中。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ P. 58に＜関係団体の取り組みや意見＞として、GPS波浪計について記載。</li> <li>・ P. 69に＜関係団体の取り組みや意見＞として、航路啓開計画について記載。</li> <li>・ P. 61, 69, 72に＜関係団体の取り組みや意見＞として、神野地区の耐震岸壁の工事について記載。</li> </ul>

10/26 第2回国土強靱化地域計画検討委員会 発言及び意見（リスクシナリオごとの脆弱性評価結果について）

委員名	意見の内容	対応
奥野委員長	現状値は記載されているが、将来の主な指標は、どこに入れるのか。	第3章のリスクシナリオごとの推進方針で記載していく。
竹下委員	簡易耐震対策費助成が今まで使われていないが、使われていないということは、要らないのではないか。	H26年度の助成世帯は4世帯。現在、住宅の耐震化率は86%で、耐震改修促進計画では、H32年度までに95%を目標としている。耐震化促進と併せ、経済的条件等により耐震化できない住宅5%の減災化対策として、簡易耐震対策費助成は必要なものである。
藤井委員	医療の関係。道路の整備だけでなく、病院の医師不足の問題がある。医師そのものの確保と、道路整備等ハード面の整備をやっていかなければいけない。	リスクシナリオ2-6に追加 (地域医療の確保) ○ 市内の二次救急医療病院では、医師数の減少に伴い、診療科が減少している。また、診療所は、医師の高齢化等により、年々減少し、無医地区が出てきている。災害時だけでなく、平時からの医療体制を確保するため、医師の確保及び地域医療を守り育てる体制づくりが必要である。
佐守委員	道路、堤防、道路啓開、航路啓開など、多項目に出てくるため、何を一番やらなければいけないかがわかりにくくなる。まとめ方をどうするのか。	第3章のリスクシナリオごとの推進方針の項目を、施策分野ごとに整理し記載した。

《中部地方整備局》

頁	原案	修正案	対応
8	<p>&lt;関係団体の取り組みや意見&gt;</p> <p>● 災害対応の迅速化・高度化を図るため、平成28年度までに「統合災害情報システム(DiMAPS)」について、<u>地方自治体や他省庁とシステム連携し、消防や警察などの実働部隊に対して、道路の通行可否情報等の災害情報の共有を行う。【中部地方整備局】</u></p>	<p>&lt;関係団体の取り組みや意見&gt;</p> <p>● 災害対応の迅速化・高度化を図るため、「統合災害情報システム(DiMAPS)」について、消防や警察などの実働部隊に対して、道路の通行可否情報等の災害情報の共有を行う。【中部地方整備局】</p>	ご意見のとおり修正
17	<p>&lt;関係団体の取り組みや意見&gt;</p> <p>● 広域防災拠点等の整備による広域的な防災ネットワークを形成するため、中部圏における大規模な広域防災拠点等（司令塔：三の丸地区・静岡県庁、高次支援：名古屋港・県営名古屋空港・富士山静岡空港）及び広域防災拠点（広域・甚大被害に対する後方支援：県域を越えて国と県が協力して活動する拠点）について整備計画を策定し、具体的な整備の進捗を図る。特に三の丸地区については、<u>政府現地対策本部施設の設計に着手する。【中部地方整備局】</u></p>	<p>&lt;関係団体の取り組みや意見&gt;</p> <p>● 広域防災拠点等の整備による広域的な防災ネットワークを形成するため、中部圏における大規模な広域防災拠点等（司令塔：三の丸地区・静岡県庁、高次支援：名古屋港・県営名古屋空港・富士山静岡空港）及び広域防災拠点（広域・甚大被害に対する後方支援：県域を越えて国と県が協力して活動する拠点）について整備計画を策定し、具体的な整備の進捗を図る。特に三の丸地区については、<u>政府現地対策本部施設を整備する。【中部地方整備局】</u></p>	ご意見のとおり修正
21	<p>（圏域内外の連携を支える国土軸の形成）</p> <p>○ 太平洋新国土軸に沿った<u>浜松三ヶ日・豊橋道路</u>、<u>三遠伊勢連絡道路</u>の整備により、冬季積雪時の影響が比較的小さく、災害における広域代替輸送ルートの確保が可能であり、また、平時においても、中部圏の産業集積や観光資源等を生かした圏域内外の連携・交流・地方創生を支える社会基盤としてその機能を発揮し、我が国全体の発展に寄与することができることから、長期的視点からの取組が必要である。</p>	<p>（圏域内外の連携を支える国土軸の形成）</p> <p>○ 太平洋新国土軸に沿った三遠伊勢連絡道路、<u>三遠南信自動車道と名豊道路を接続する浜松三ヶ日・豊橋道路</u>の整備により、冬季積雪時の影響が比較的小さく、災害における広域代替輸送ルートの確保が可能であり、また、平時においても、中部圏の産業集積や観光資源等を生かした圏域内外の連携・交流・地方創生を支える社会基盤としてその機能を発揮し、我が国全体の発展に寄与することができることから、長期的視点からの取組が必要である。</p>	ご意見のとおり修正
	<p>&lt;関係団体の取り組みや意見&gt;中 <u>【三河港湾事務所】</u></p>	<p>&lt;関係団体の取り組みや意見&gt;中 <u>【中部地方整備局】</u></p>	ご意見のとおり修正

《東三河農林水産事務所》

頁	原案	修正案	対応
6, 8, 26	(ため池の耐震化) ○ 市内の農業用ため池は、 <u>150か所</u> あるが、その一部の…	(ため池の耐震化) ○ 市内の農業用ため池は、 <u>135か所</u> あるが、その一部の…	ご意見のとおり修正 →その後修正取消し
6, 26, 28, 32	◆耐震調査済みため池 <u>18か所</u>	◆耐震調査済みため池 <u>20か所</u>	ご意見のとおり修正
28	<関係団体の取組や意見> ● 地震後の地域の排水機能を確保するため、農業用排水施設の耐震化、農業排水路の整備を推進する（排水機場3か所、排水路の耐震化 <u>1.8km</u> ）。	<関係団体の取組や意見> ● 地震後の地域の排水機能を確保するため、農業用排水施設の耐震化、農業排水路の整備を推進する（排水機場3か所、排水路の耐震化 <u>2.6km</u> ）。	ご意見のとおり修正
29	(森林の保全管理) ○ <u>森林保全について、林道アスファルト舗装化で環境整備</u> をしている。また地域が中心となり、手入れがされていない森林についても保全整備の推進を図っているが、全ての地域が森林保全を一体となって保全する意識の向上が必要である。	(森林の保全管理) ○ 地域が中心となり、手入れがされていない森林についても保全整備の推進を図っているが、全ての地域が森林保全を一体となって保全する意識の向上が必要である。 <u>また、森林の保全に係る様々な活動を行う上で、森林へのアクセスや車両走行の安全性の向上を目的に林道のアスファルト舗装化を進める必要がある。</u>	ご意見のとおり修正
23	<関係団体の取り組みや意見> ● 水資源機構（豊川用水二期事業）では、幹線水路について、平成11年度から大規模地震対策と複線化を目的として整備を進めてきており、平成27年度までに幹線水路全体の2/3の対策が完了する予定である。残り1/3の幹線水路については、平成28年1月の事業実施計画（変更）認可に向け、法手続きを進めているところである。【農林水産事務所】	豊川用水二期事業で進めている「豊川用水幹線水路の大規模地震対策と複線化」について、「5-7 食料等の安定供給の停滞」に記載されているが、豊川用水は農業用水のみならず工業用水、水道用水として利用されているため、「2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止」「6-2 上水道等の長期にわたる機能停止」へも位置付けすべきである。	ご意見のとおり修正

《三河港務所》

頁	原案	修正案	対応
28	(津波・高潮漂流物対策) ○ 大規模自然災害により、コンテナ、自動車、船舶、石油タンク等が流出し、二次災害が発生する恐れがあるため、漂流物防止対策を推進する必要がある。	一部対策を実施	
		<関係団体の取り組みや意見> ● <u>平成21年10月の18号台風により、コンテナ等の被害があり、コンテナ等の流出対策として、コンテナヤード周辺にガードレール等の流出防止柵を設置した。</u> 【愛知県】	追加記載

《東三河建設事務所》

頁	原案	修正案	対応
6	(河川等の整備及び堤防の機能維持等) ○ 河川・海岸の堤防、水閘門・排水機場等の耐震化、老朽化対策等を推進する必要がある。	県強靱化計画と整合させるため、次のとおり事項名の修正をお願いします。 (河川・海岸堤防等の耐震化等の推進)	ご意見のとおり修正
6	(海岸保全施設等の整備) ○ 遠州灘沿岸では、一部の海岸において砂浜が著しく減少しており、海岸背後地への被害が懸念されていることから、海岸浸食対策として、海岸保全施設の整備等を進める必要がある。	海岸保全施設等の整備は、現行の県強靱化計画の重要業績指標には、位置付けていないので、本事項の取下げをお願いします。	砂浜回復や砂浜の保全・復元は、海岸保全基本計画にも記載されているため、原案のとおりとする。
7	(土砂災害防止施設の整備促進) ○ 広域的に発生する土砂災害に対しては、人的被害を防止するため、ハード対策として土石流対策施設、急傾斜地崩壊防止施設といった土砂災害防止施設の整備を促進する必要がある。	次のとおり、事項名の修正、ソフト対策として市町村が行う警戒避難体制の確立についての追記をお願いします。 (土砂災害対策の推進) ○ 広域的に同時多発する土砂災害に対しては、人的被害を防止するため、ハード対策として土石流対策施設、急傾斜地崩壊防止施設といった土砂災害防止施設の整備を <u>着実に進めるとともに、ソフト対策として土砂災害警戒区域等の指定を進め、危険箇所の周知と市が行う警戒避難体制の確立を促進する必要がある。</u>	ソフト対策は、前後に記載があるため原案のとおりとする。
7	● 広域的に同時多発する土砂災害に対しては、人的被害を防止するため、ハード対策として土砂災害防止施設の整備を着実に進めるとともに、ソフト対策として土砂災害警戒区域等の指定を進め、危険箇所の周知と市が行う警戒避難体制の確立を促進する必要がある。【愛知県】 ● 土砂災害防止法に基づく基礎調査を行う。【愛知県】	ソフト対策として市町村が行う警戒避難体制の確立について、田原市の取組の追記をお願いします。	関係機関の取組であるため追記はしない。
10	(輸送ルート等の確保対策) ○ 南海トラフ地震の被害想定によると、 <u>国道259号では谷熊・伊川津・亀山・伊良湖地区等で、国道42号では堀切・伊良湖地区、赤羽根漁港周辺等で、津波による緊急輸送道路の浸水が想定されている。緊急輸送ルートを実際に確保するため緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備、また、代替輸送ルートともなる県道城下田原線の整備を進める必要がある。</u> ○ 耐震強化岸壁等の輸送基地の地震、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等を着実に進めるとともに、甚大な被害の恐れのある地域やその他の孤立の可能性がある地域へつながる道路の整備や発着岸壁の耐震強化を図る必要がある。	次のとおり修正をお願いします。 ○ 南海トラフ地震の被害想定によると、 <u>緊急輸送道路の一部区間で、津波による緊急輸送道路の浸水が想定されている。緊急輸送ルートを実際に確保するため、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの強化、また、代替輸送ルートともなる県道城下田原線の整備を進める必要がある。</u> ○ 耐震強化岸壁等の輸送基地の地震、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等を着実に進めるとともに、甚大な被害の恐れのある地域やその他の孤立の可能性がある地域へつながる道路の強化や発着岸壁の耐震強化を図る必要がある。	脆弱性の評価として具体的箇所の表記は記載のままとする。  整備には、強化を含むものであるため、原案のとおりとする。
11	○ <u>物資輸送に関わる緊急輸送道路等の排水施設において、液状化による管きよの抜けや破損、マンホールの浮上の発生や道路の陥没等による交通障害を防止する対策を検討する必要がある。</u>	県強靱化計画に位置付けがないので、取下げ又は市の取組としての位置付けでお願いします。	検討する必要はあるため、原案のとおりとする。

11	○ 輸送ルートや地域交通ネットワークが途絶した場合、迅速な道路啓開が必要となるため、国・県・事業者との連携強化や、道路啓開計画の検討など、体制の整備を図る必要がある。	国・県・事業者との連携強化、道路啓開計画の検討、体制の整備を図ることについて、市が考えている体制を提示してもらいたい。	体制については、これから検討を行う。
13	(道路ネットワークの整備、道路の災害対策の推進) ○ 災害時において、救助・救急、医療活動のためのエネルギーを供給できるよう、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備、道路の防災、地震対策を進めるとともに、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に進める必要がある。	次のとおり修正をお願いする。 「道路ネットワークの整備」→「道路ネットワークの強化」	整備には、強化を含むものであるため、原案のとおりとする。
13	(物資の供給やルートの確保) ○ 緊急物資輸送等ルートを早期確保し、支援物資物流を確保するため、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備、防災、震災対策や無電柱化、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、道路啓開に向けた連携強化、放置車両対策を進めるとともに、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策の着実な進捗と支援物資物流を確保する必要がある。	次のとおり修正をお願いする。 「道路ネットワークの整備」→「道路ネットワークの強化」 無電柱化については、市の取組としての位置付けであれば、差し支えない。	整備には、強化を含むものであるため、原案のとおりとする。無電柱化改訂都市計画マスタープランに位置付けされている。
13	13 (「命の道」となる幹線道路の整備) ○ 市内には、災害拠点病院はなく、二次救急医療病院が1か所であり、診療所も医師の高齢化等により、年々、減少し無医地区も出てきている。救急搬送の収容所要時間は、平時であっても、二次救急医療病院まで平均32.4分、三次救急医療病院であり災害拠点病院でもある豊橋市民病院まで平均52.2分を要している。また、搬送時間でみると、大久保町・野田町・赤羽根町以西で30分を超えており、三次救急医療の空白地域となっており、伊良湖、日出地区に至っては、二次救急医療の空白地域となっている。半島を縦貫する幹線道路は、災害時だけでなく、平時においても、救急医療の観点から「命の道」となるものである。命を守るためにも、幹線道路の整備、道路交通ネットワークの確立が必要である。	次のとおり修正をお願いする。 「道路の整備」→「道路の強化」	整備には、強化を含むものであるため、原案のとおりとする。
15	15 (災害時の医療提供のためのインフラ・物流の確保) ○ 救援救助、緊急物資輸送等ルートを早期確保し、支援物資物流を確保するため、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備、防災、震災対策や無電柱化、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、道路啓開に向けた連携強化、放置車両対策を進めるとともに、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策の着実な進捗と医療機能の提供及び支援物資物流を確保する必要がある。	次のとおり修正をお願いする。 「道路ネットワークの整備」→「道路ネットワークの強化」 無電柱化については、市の取組としての位置付けであれば、差し支えない。	整備には、強化を含むものであるため、原案のとおりとする。無電柱化改訂都市計画マスタープランに位置付けされている。

19	<p>(道路ネットワークの整備、道路・港湾施設の災害対策の推進)</p> <p>○ ものづくり愛知の生産拠点と名古屋港、三河港、衣浦港、中部国際空港などの物流施設・ルートの対災害性を高めるため、幹線道路ネットワークの整備、道路の防災、地震対策や無電柱化、港湾・空港施設の耐震・耐津波強化対策を進めるとともに、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策を</p>	<p>次のとおり修正をお願いします。</p> <p>「道路ネットワークの整備」→「道路ネットワークの強化」</p> <p>無電柱化については、市の取組としての位置付けであれば、差し支えない。</p>	<p>整備には、強化を含むものであるため、原案のとおりとする。無電柱化改訂都市計画マスタープランに位置付けされている。</p>
19	<p>(道路・橋梁に関する耐震化等の対策)</p> <p>○ 災害時に基幹的交通ネットワークが寸断されることがないように、緊急輸送道路や幹線道路ネットワーク整備、道路の防災、震災対策により、道路の機能喪失や機能低下を防ぐ対策を着実に進める必要がある。</p> <p>○ 大規模地震発生後の道路啓開や航路啓開など、交通ネットワークの復旧に向けた取組等の検討を推進する必要がある。</p>	<p>次のとおり修正をお願いします。</p> <p>「道路ネットワークの整備」→「道路ネットワークの強化」</p>	<p>整備には、強化を含むものであるため、原案のとおりとする。</p>
20	<p>(燃料供給ルート確保に向けた施設と体制整備)</p> <p>○ 緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備、輸送基盤の地震、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等を着実に進め、燃料供給ルートを確実に確保し、サプライチェーンを維持する必要がある。また、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を図るとともに、円滑な燃料輸送のための諸手続の改善等を検討する必要がある。</p>	<p>次のとおり修正をお願いします。</p> <p>「道路ネットワークの整備」→「道路ネットワークの強化」</p>	<p>整備には、強化を含むものであるため、原案のとおりとする。</p>
21	<p>(交通施設の防災対策の推進)</p> <p>○ 緊急輸送道路や幹線道路ネットワーク整備、道路の防災、震災対策及び社会経済上重要な施設の保全のための土砂災害対策、道路の機能喪失や機能低下を防ぐ対策を着実に進める必要がある。また、現在行われている港湾施設の耐震・耐波性能の強化、津波対策、高潮対策等を引き続き着実に推進する必要がある。</p> <p>○ 大規模自然災害発生後に、陸・海・空の防災拠点と交通ネットワークが有効的に機能するように、道路啓開や航路啓開など交通ネットワークの復旧にむけた取組等を検討する必要がある。</p>	<p>次のとおり修正をお願いします。</p> <p>「道路ネットワークの整備」→「道路ネットワークの強化」</p>	<p>整備には、強化を含むものであるため、原案のとおりとする。</p>
21	<p>(道路・橋梁に関する耐震化等の対策実施)</p> <p>○ 災害時に基幹的交通ネットワークが寸断されることがないように、緊急輸送道路や幹線道路ネットワーク整備、道路の防災、震災対策により、道路の機能喪失や機能低下を防ぐ対策を着実に進める必要がある。</p>	<p>次のとおり修正をお願いします。</p> <p>「道路ネットワークの整備」→「道路ネットワークの強化」</p>	<p>整備には、強化を含むものであるため、原案のとおりとする。</p>
22	<p>○ 大規模地震発生後の道路啓開や航路啓開など、交通ネットワークの復旧に向けた取組等について検討する必要がある。</p>	<p>臨海部の港湾施設、工業団地内の道路が対象で、県管理道路も含むのか？</p>	<p>含む</p>



25	<p>(陸・海・空の輸送ルート確保の強化)</p> <p>○ 輸送ルートの確実な確保や、都市間の輸送ルートの代替性確保のため、幹線道路ネットワーク整備、緊急輸送道路等の地震、防災対策や老朽化対策、無電柱化、交通施設等の耐震化等を着実に進めるとともに、道路ネットワークの相互利用による早期の広域支援ルートの確保や道路網及び鉄道網等の輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る必要がある。また、災害のおそれのある区間を回避するネットワーク確保のため、迂回路として活用できる道路について、幅員、通行可能荷重等の情報を、道路管理者間で共有する必要がある。</p>	<p>次のとおり修正をお願いします。</p> <p>「道路ネットワークの整備」→「道路ネットワークの強化」</p> <p>無電柱化については、市の取組としての位置付けであれば、差し支えない。</p>	<p>整備には、強化を含むものであるため、原案のとおりとする。無電柱化改訂都市計画マスタープランに位置付けされている。</p>
29	<p>(土砂災害の防止)</p> <p>○ 広域的に発生する土砂災害に対しては、人的被害を防止するため、ハード対策として土石流対策施設、急傾斜地崩壊防止施設といった土砂災害防止施設の整備を促進する必要がある。</p>	<p>次のとおり、事項名の修正、ソフト対策として市町村が行う警戒避難体制の確立についての追記をお願いします。</p> <p>(土砂災害対策の推進)</p> <p>○ 広域的に同時多発する土砂災害に対しては、人的被害を防止するため、ハード対策として土石流対策施設、急傾斜地崩壊防止施設といった土砂災害防止施設の整備を着実に進めるとともに、ソフト対策として土砂災害警戒区域等の指定を進め、危険箇所の周知と市が行う警戒避難体制の確立を促進する必要がある。</p>	<p>農地・森林等の荒廃を起さないことを目的としているため、「人的被害を防止するため、」を削除し、その他の部分は原案のとおりとする。</p>
32	<p>(河川・海岸堤防等の耐震化等の推進)</p> <p>○ 幹線交通分断等を防ぐため、河川・海岸の堤防、水閘門、排水機場等の耐震化、老朽化対策等を推進する必要がある。</p>	<p>目的が県強靱化計画と差異があるので、素案の立案にあたり、事前に具体的な箇所の提示をお願いします。</p>	<p>具体的施策を検討していく上で、箇所を提示する。</p>
32	<p>○ 液状化の発生が想定される緊急輸送道路において、災害時の円滑な通行を確保するため、液状化による排水路の管きよの抜けや破損、マンホールの浮上の発生や道路の陥没等による交通障害を防止する対策を検討する必要がある。</p>	<p>県強靱化計画に位置付けがないので、取下げ又は市の取組としての位置付けをお願いします。</p>	<p>検討する必要があるため、原案のとおりとする。</p>



12/24 田原市国土強靱化地域計画（素案）に対する意見照会

《東三河総局》

頁	行	計画素案	修正案	修正等の理由	対応
18	21	[現状値] (防災訓練への参加) ◆小中学生参加率 10.8%	[現状値] (防災訓練への参加) ◆小中学生参加率 10.8%	誤字	ご意見のとおり修正

《東三河農林水産事務所》

頁	行	計画素案	修正案	修正等の理由	対応
43	27	(森林の保全管理)の右欄[現状値] ◆林道衣笠線施工 3,420m (H27年度)	(森林の保全管理)の右欄[現状値] ◆林道衣笠線施工 3,420m (H26年度) 又は " 3,660m (H27年度)	計画素案における[現状値]は、平成27年3月末(平成26年度末)の実績である。	26年度実績を記載
43	25	(森林の保全管理) ○全ての地域が一体となって森林の保全管理する意識の向上を図る。	(森林の保全管理) ○全ての地域が一体となって森林を保全管理する意識の向上を図る。	文章のつながりから、助詞を訂正。	ご意見のとおり修正
79	下から10	(森林の保全管理)の右欄 ◆間伐、草刈り、道路補修実施 (H26年度)	(森林の保全管理)の右欄 ◆間伐、草刈り、道路補修実施 (H26年度) ◆林道衣笠線施工 3,420m (H26年度)  43ページの[現状値]にも ◆間伐、草刈り、道路補修実施 (H26年度)を入れる？	右欄には何を記載するのか不明。現状値とするならば、43ページと整合を取る必要がある。	右欄には現状値を記載。 43ページに林道衣笠線記載

《三河港務所》

頁	行	計画素案	修正案	修正等の理由	対応
26	3	○国・県・事業者との連携強化や、道路啓開計画の検討など、体制の整備を図る。【国、県、市】	○国・県・事業者との連携強化や、道路啓開計画・航路啓開計画の検討など、体制の整備を図る。【国、県、市】	(別紙)61頁<関係団体の取り組みや意見>「緊急確保航路の効率的な航路啓開の実施体制の強化」における中部地方整備局の取り組みを表現する。	ご意見のとおり修正

《東三河建設事務所》

頁	行	計画素案	修正案	修正等の理由	対応
		全般1	県事業に関しては、事業促進と言った表現が適切ではないか？		推進方針では、事業主体が実施していくもの（県計画、アクションプランに掲載）、事業主体が合同で進めていくものは推進、働きかけを行うものは促進と整理。
		全般2	「緊急輸送ルート」、「緊急輸送路」、「広域幹線道路」等、様々な種別の道路名称が入り混じっているので、使い分け、整理や用語集を盛り込むことを検討してみてください。		「緊急輸送ルート」「緊急輸送路」は、「緊急輸送道路」に統一等記載を整理。
19	30	(緊急輸送ルートの確保) ○ 緊急輸送路としての役割が期待される県道城下田原線の未整備区間について、防災面に配慮した道路構造の調査、検討を進めていく。【県、市】	次のとおり修正を検討してもらいたい。 (緊急輸送ルートの確保) 緊急輸送路としての役割が期待される県道城下田原線の未整備区間について、防災面に配慮した道路構造の調査、検討し、整備を推進する。	2-1 (輸送ルート等の確保対策)、 6-4 (陸・海・空の輸送ルート確保の強化) と整合させる	ご意見のとおり修正
20	2	(水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化の推進) ○ 津波により、水門等操作従事者の被災が考えられることから、操作従事者の安全確保及び確実な操作のため、津波の到達時間が短い河川・海岸の主要な水門等の自動閉鎖化、遠隔操作化を推進する。【県】	事業主体の“県”は、建設部なのか？ 他の強靱化の推進方針やアクションプラン（素案）も含めて整合してもらいたい。		第3次あいち地震対策アクションプランに「県（建設部）」と記載されている。
22	14	(海岸保全施設等の整備) ○ 海岸の背後地や保安林等への影響を防ぐため、海岸保全施設の整備等による海岸侵食対策を進める。【県】	本事項の取下げをお願いします。	海岸保全施設等の整備は、現行の県強靱計画の重要業績指標には、位置付けていないため。	重要業績指標に位置付けられていないものの、海岸侵食対策については、県地域強靱化計画の県土保全や、海岸保全基本計画に記載されているため、原案のとおりとする。

23	2	<p>1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生  (土砂災害防止施設の整備促進)  ○ 土砂災害防止法に基づく基礎調査を行う。また、広域的に同時多発する土砂災害に対しては、人的被害を防止するため、ハード対策として土砂災害防止施設の整備を着実に進めるとともに、ソフト対策として土砂災害警戒区域等の指定を進め、危険箇所との周知と市が行う警戒避難体制の確立を促進する。【県】  [現状値]  ◆土砂災害警戒区域63箇所、特別警戒区域51箇所、危険箇所173箇所 (H26.9)</p>	現状値を削除すること。	県の強靱化計画と整合を図るため。	ご意見のとおり修正
54	10	<p>(海岸保全施設等による津波対策)  ○ 海岸堤防、防潮堤、樋門・陸閘及び河川堤防等の機能強化(耐力度、嵩上げ等)など、海岸保全施設の整備を促進していく必要がある。特に、遠州灘沿岸の津波危険地域では、津波被害の軽減のため、L1津波に対応した海岸保全施設等の整備を促進していく必要がある。また、緊急輸送路としての役割が期待される県道城下田原線の未整備区間について、防災面に配慮した道路構造の調査、検討を進めていく必要がある。</p>	<p>(海岸保全施設等による津波対策)  ○ 海岸堤防、防潮堤、樋門・陸閘及び河川堤防等の機能強化(耐力度、嵩上げ等)など、海岸保全施設の整備を促進していく必要がある。特に、遠州灘沿岸の津波危険地域では、津波被害の軽減のため、L1津波に対応した海岸保全施設等の整備を促進していく必要がある。また、緊急輸送路としての役割が期待される県道城下田原線の未整備区間について、防災面に配慮した道路構造の調査、検討し、整備を推進する必要がある。</p>	2-1(輸送ルート等の確保対策)、6-4(陸・海・空の輸送ルート確保の強化)と整合させるため、次のとおり修正を検討してもらいたい。	ご意見のとおり修正
56	11	<p>(高潮対策施設の整備)  ○ 堤防の高さが低い箇所においては、高潮による背後地の浸水を防ぐため、海岸保全施設や河川管理施設の整備を促進する必要がある。</p>	本事項の取下げをお願いする。	海岸保全施設等の整備は、現行の県強靱化計画の重要業績指標には、位置付けていないため。	県地域強靱化計画に合わせた表記に修正。P.21の推進方針も変更。 ○高潮に対して堤防背後地の被害が想定される箇所について、海岸保全施設や河川堤防の嵩上げ、排水機場の整備などの高潮対策を進める必要がある。
57	13	<p>(土砂災害防止施設の整備促進)  ○ 広域的に発生する土砂災害に対しては、人的被害を防止するため、ハード対策として土石流対策施設、急傾斜地崩壊防止施設といった土砂災害防止施設の整備を促進する必要がある。  ◆土砂災害警戒区域63箇所、特別警戒区域51箇所、危険箇所173箇所 (H26.9)</p>	現状値を削除すること。	県の強靱化計画と整合を図るため。	H27.10の田原市の現状値として記載。 ◆土砂災害警戒区域63か所、特別警戒区域56か所、危険箇所174か所 (H27.10)

60	45	<p>(輸送ルート等の確保対策)</p> <p>○ 南海トラフ地震の被害想定によると、<u>国道259号では谷熊・伊川津・亀山・伊良湖地区等で、国道42号では堀切・伊良湖地区、赤羽根漁港周辺等で、津波による緊急輸送道路の浸水が想定されている。</u></p> <p>緊急輸送ルートを実際に確保するため緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備、また、代替輸送ルートともなる県道城下田原線の整備を進める必要がある。</p>	<p>○ 南海トラフ地震の被害想定によると、<u>緊急輸送道路の一部区間で、津波による緊急輸送道路の浸水が想定されている。</u></p>	<p>県道城下田原線が代替輸送ルートとならない地区が含まれているため。</p>	<p>県道城下田原線と分けた表記とする。</p> <p>○ 南海トラフ地震の被害想定によると、国道259号では谷熊・伊川津・亀山・伊良湖地区等で、国道42号では堀切・伊良湖地区、赤羽根漁港周辺等で、津波による緊急輸送道路の浸水が想定されている。緊急輸送ルートを実際に確保するため緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備が必要である。</p> <p>また、代替輸送ルートともなる県道城下田原線の整備を進める必要がある。</p>
----	----	---	---	---	--